

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)。
	第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	28(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線471)
女性の悩み相談	①4(火)、2/1(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②1/13(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③15(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線472)、女性カウンセラーによる相談、定員①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階23番窓口、金剛連絡所	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛連絡所	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(水)、2/4(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186、188)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501)【☎(26)9441】
労働相談	13(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
若者お悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッフによる相談
引きこもり相談	27(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
もの忘れ医療介護相談	19(火)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分(ただし、祝日、年末年始は休み)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ



講座・催し

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、「生活支援サービス従事者」として仕事に就くことができるようになります。

① 2月1日～3月1日の毎週火曜日、午後1時～4時10分（全5回）
場 今城クリニック「ことほぎ」（寿町二丁目4の30）

対 市内在住で、本市に住民登録をしている人

定 15人 費 無料

申 1月25日（火）（午前9時～午後5時30分）までに、今城クリニック「花笑み」【☎(55)3353】へ（申し込み多数の場合抽選）

※1月18日（火）、午後1時30分～と午後3時～、「ことほぎ」で説明会を開催します。参加希望者は、1月11日（火）までに今城クリニック「花笑み」へお申し込みください。

認知症サポーター集まれ！

① 1月19日（水）、午前10時30分～11時30分

場 エコール・ロゼ

対 認知症サポーター養成講座を受講したことのある人

定 15人 費 無料

申 1月6日（木）～18日（火）に、メールで件名に座談会、本文に住所、氏名、電話番号を明記し、高齢介護課〔（内線196）・Eメールkaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

認知症介護家族の交流会

① 1月26日（水）、午後1時30分～3時30分 場 金剛公民館

対 認知症の対応について訪問看護師のお話、情報交換会

対 市内在住で認知症の人を介護している家族（認知症の人が市内在住の場合も可）※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定 20人

費 無料

申 1月6日（木）～24日（月）に、高齢介護課（内線196）へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

若さ・健康・体力アップ教室

① 2月9日～3月30日の毎週水曜日（2月23日は除く）、午後1時30分～3時30分（全7回）

場 けあばる

対 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

対 市内在住で65歳以上の人

定 20人

費 無料

申 1月30日（日）までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加する人を優先します。

就労支援「調剤事務講座」

医療保険制度や調剤報酬請求事務、調剤報酬明細の作成について学び、「調剤事務検定（日本医療報酬調査会主催）」の資格取得（任意受験）をめざします。

① 2月18日（金）、25日（金）、3月1日（火）、4日（金）、8日（火）、11日（金）、15日（火）、18日（金）、午前10時～午後3時（全8回）

場 人権文化センター

対 市内在住の18歳以上で就労をめざし研修の全日程に出席できる人

定 30人 ※保育あり（5人、申し込み先着順）。

費 3300円（テキスト代）

申 1月19日（水）～2月10日（木）に（一社）富田林市人権協議会【☎(24)3700・Eメールwakaichi@luck.ocn.ne.jp】へ（申し込み先着順、電話・メール申し込み可）

ワンポイント！介護講習会

① 1月27日（木）、② 2月24日（木）、いずれも午後2時～3時

場 ① かがりの郷、② 金剛連絡所

対 ① 着替えの介助、ベッドから車いすへの移動・移乗介助、② 災害時、避難所での介護方法や環境設定の紹介

定 各15人 費 無料

持 飲み物

申 ① は1月25日（火）まで、② は2月22日（火）までに高齢介護課（内線196）へ（申し込み多数の場合抽選）



募集

けあばる嘱託職員募集

募集職種・人数 社会福祉士=1人
※地域包括支援センター嘱託職員として採用予定。

受験資格 社会福祉士

採用予定日 2月1日（火）以降で相談

申 1月21日（金）（休館日と日曜日を除く午前9時～午後5時）までに、けあばる総務課【☎(28)8600】で配布する所定の申込書に写真を貼って、必要事項を記入し、資格証明書を添えて同課へ

※試験日は後日連絡します。

会計年度任用職員募集

募集職種 心理相談員

受験資格 公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有し、発達検査（K式、WISCなど）ができる人

試験日 2月11日（祝）

勤務時間 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分

業務内容 18歳未満の子どもの発達に関する相談、子どもの発達検査など

申 2月1日（火）～9日（水）に、事前に電話で連絡の上、所定の申込書、作文、履歴書に資格証明書の写しを添えて、こども未来室（内線208）へ

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」のご利用を

国民年金保険料の令和4年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。

申込期限は2月末までです。詳しくは、お問い合わせください。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

20歳を迎える皆さんへ

国民年金は、「年を取ったとき」「病気や事故で障がいが残ったとき」「家族の働き手が亡くなったとき」に働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

原則として国民年金保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、経済的理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎保険年金課（内線153、154）、天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

国民健康保険

「医療費のお知らせ」を送付

ご自身の医療費について確認をしていただくとともに、国民健康保険事業に対する理解を深めていただくため、国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。

この「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除の申告をする際の添付書類としても利用できます。

令和3年11月、12月に受診された分の「医療費のお知らせ」は3月上旬に発送する予定です。それまでに医療費控除の申告をする場合は、

医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。

☎「医療費のお知らせ」については保険年金課（内線552）、医療費控除の申告については富田林税務署【☎(24)3281】



上下水道

水道管の入れ替え工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながる水道管を優先的に、耐震管へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などが発生することがあります。また、交通規制や振動、騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、災害時に皆さんの生活を守るための工事になりますので、ご理解とご協力をお願いします。☎水道工務課（内線252、256）

貯水槽水道の適正な管理を

ビルや集合住宅などでは、水道水を受水槽に貯めてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。

受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。

貯水槽水道の設置者は、安全で衛生的な水質を確保するため、受水槽などの清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10m³を超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査などが義務付けられています。

☎環境衛生課（内線139）

水道の漏水にご注意を

水道水の使用量が増減する原因の一つに、漏水の発生が考えられます。

漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。貴重な水が無駄になり料金も高額になるため、水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますのでお知り合いの市指定業者または市管工事業協同組合【☎0120(032)497】へご相談ください。

保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

令和3年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を1月中旬から1月末までにそれぞれ送付します。確定申告などの際にご利用ください。

納付された保険料はいずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

※後期高齢者医療制度保険料および介護保険料の特別徴収（年金から天引き）対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用下さい。

☎国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）

※イベントなどに参加される際は、感染防止のため、マスクの着用など主催者の指示に従ってください。



税

事業主の皆さんへ 給与支払報告書の提出を

事業主は、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市区町村へ、給与支払報告書を1月31日(月)までに提出してください。

●電子申告「eLTAx」のご利用を

給与支払報告書の提出は、郵送などの手間が不要で、安全な電子申告「eLTAx」の活用をお願いします。税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を「e-Tax」または光ディスクなどにより提出することが義務付けられる事業主は、市区町村に提出する給与支払報告書も、電子申告「eLTAx」または光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

電子申告「eLTAx」での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ(<https://www.lta.go.jp>)をご覧ください。

問課税課 (内線111、112、117)

お忘れなく！「償却資産（固定資産税）の申告を」

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。

令和4年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は1月31日(月)までに申告してください（休・廃業している場合や、本市から転出した場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中旬に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告する場合はご連絡ください。

問課税課 (内線114、115)

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額

大阪府の認定を受けて新築された長期優良住宅のうち一定の要件を満たす住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、新築住宅の減額期間が新築後3年間から5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間から7年間）に延長されます（居住部分の120㎡までの固定資産税が2分の1に減額）。

令和3年中に新築した住宅については、1月31日(月)までに、長期優良住宅認定通知書（写し）を添えて、課税課へ申告してください。

問課税課 (内線113～115)

市・府民税申告書作成システムのご利用を



個人住民税（市・府民税）申告書の作成や税額の試算などができる市・府民税申告書作成システムを導入しています。令和4年度分は1月4日(火)より運用を開始します。

給与や年金の源泉徴収票の内容や所得の状況などを入力することで、自宅で申告書の作成ができ、作成した申告書に必要な書類を添えて持参または郵送することで、市・府民税申告を済ませることができます。同システムは市ウェブサイト（課税課のページ）からアクセスできます。

市・府民税申告書は自宅での作成および郵送による提出にご協力をお願いします。

なお、令和4年度市・府民税の申告の受付期間は、2月16日(水)～3月15日(火)です。郵送の場合は、2月16日以前であっても受付できます。

所得税の納付・還付に関する申告（確定申告）の受付に関しては、富田林税務署【☎(24)3281】へ申告・ご相談ください。

●同システムでできること

①市・府民税申告書の作成

②市・府民税額の試算

③ふるさと納税の目安額の計算

※電子メールやデータ送信による提出はできません。

※同システムでは、選択した年度分の市・府民税の税額を試算し、その税額をもとに上限額を試算するため、実際の控除額とは異なる場合がありますので、試算結果はあくまでも目安としてご覧ください。

※所得税および復興特別所得税の確定申告は作成できません。

問課税課 (内線111、112、117)



国民年金

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構より送付されますので、確定申告などの際に添付してください。

また、紛失などした場合は再交付申請をしてください。なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

問天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

今月は市・府民税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）・PayPay・LINE Payで納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全 台数の振替になり ます。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。